



り安心・安全で



んなの水道



あわせを守る

令和7年度吉見町水質検査計画



令和7年3月

吉見町水生活課

はじめに（水質検査計画について）

吉見町水生活課では、町内に供給している水道水の全てを埼玉県企業局から浄水受水しています。この浄水が、水道法の水質基準に適合した安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、吉見町の水道水の状況を踏まえ、また利用者の意見を参考にして、毎年見直していきます。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 給水の水質状況
- 4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 その他配慮すべき事項

1 基本方針

- (1) 水質検査は、配水系統を代表する給水栓から採水した水で行います。
- (2) 検査項目は、安全で良質であることを確認するために水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。
- (3) 水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる水質汚濁事故等の発生時には、速やかに臨時検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和5年度実績）

①給 水 区 域	吉見町全域 38.64km ²
②給 水 人 口	17,759人（令和5年度末）
③普 及 率	99.8%
④1日最大配水量	12,606m ³
⑤1日平均配水量	10,423m ³

(2) 配水施設の名称及び浄水方法

①今泉管理センター	（中央運転管理）
②黒岩配水場	塩素処理
③久米田配水場	塩素処理

- | | |
|---------|------|
| ④八反田配水場 | 塩素処理 |
| ⑤蚊斗谷配水場 | 塩素処理 |

(3) 配水場の名称及び種別

- | | |
|-----------|------------|
| ①黒岩配水場系統 | 県水のみを受水 |
| ②久米田配水場系統 | 県水のみを受水 |
| ③八反田配水場系統 | 中区の配水管から受水 |
| ④蚊斗谷配水場系統 | 県水のみを受水 |

3 給水の水質状況

吉見町の給水は、全量が埼玉県営水道からの浄水受水(受水率100%)であり、これまでの水質検査においても水質基準を満たしており、飲料水としての安全性が確認されたものです。

参考：埼玉県吉見浄水場及び行田浄水場の水質管理上の主な留意事項)

受水施設		久米田配水場・蚊斗谷配水場	黒岩配水場
県浄水場名		埼玉県吉見浄水場	埼玉県行田浄水場
水源		表流水（荒川）	表流水（利根川）
留意事項	原水	・ 降雨(集中豪雨等)による濁度上昇 ・ 油流出等の水質汚染事故 ・ 生活排水などの流入による界面活性剤、アンモニア態窒素やトリハロメタン生成能等の上昇 ・ 貯水池等、水が停滞しやすい水域での藻類増殖によるかび臭物質の産生 ・ 藻類の光合成に伴う pH 値の上昇 ・ 微小な藻類の増加による浄水処理への影響	
	浄水	・ トリハロメタン等の消毒副生成物濃度の上昇	

4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素濃度)の検査は、水道法施行規則第15条第1項第1号に基づき1日1回の検査を行います。採水場所については、町内の給配水管の系統を網羅するよう下記のとおり選定しました。

[採水場所] ※別添位置図参照

- ①滝馬室ドレーン
鴻巣市滝馬室3218地先
- ②東部緑地公園
吉見町大串2945
- ③荒子地区クリーン施設
吉見町荒子535
- ④永府公園
吉見町西吉見604－1
- ⑤吉見百穴事務所
吉見町北吉見327
- ⑥長谷八幡公園
吉見町長谷1212
- ⑦中曽根集会所
吉見町中曽根255
- ⑧今泉ドレーン
吉見町今泉166－2
- ⑨吉見町立図書館
吉見町中新井497
- ⑩吉見町役場
吉見町下細谷411
- ⑪道の駅いちごの里よしみ
吉見町久保田1737

(2) 水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目については、水道法施行規則第15条第1項第3号に基づき、別表1のとおり実施します。なお、別表2のとおり、最大で3年に1回まで検査回数を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を担保することから、基本的には省略しないで検査を行います。

〔採水場所〕 ※別添位置図参照
今泉管理センター玄関前
吉見町今泉256

5 臨時の水質検査

以下のような状況で、水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 埼玉県企業局の浄水における水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及びその周辺において、消化器系伝染病が流行しているとき。

- (3) 配水管の大規模な工事、その他により、水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (4) その他、特に必要があると認められるとき。

6 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他の分析項目については埼玉県企業局に依頼し、同企業局内の検査室にて行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については吉見町のホームページに掲載し、公表します。

また、検査の結果をもとに、必要に応じて検査計画を見直していきます。

8 その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の実施確認

委託を行う埼玉県企業局に対し、検査の精度及び信頼性確保のため、立入検査により検査方法や精度管理、施設の管理状況等について町職員が実施確認を行います。

(2) 関係者との連携

吉見町は水道水の安全性を確保するため、埼玉県企業局等で水質汚染事故が発生した場合、吉見町農政環境課や国、埼玉県、他市町村水道事業関連部局等と連携し、情報交換を図りながら迅速かつ適切な対応に努めます。

問い合わせ先

吉見町水生活課 水道施設係

所在地 〒355-0192 吉見町大字下細谷411番地

電 話 0493-63-5023(直通)

F A X 0493-54-5147

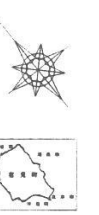
別表1 令和7年度浄水水質検査頻度(計画)

番号	水 質 基 準 項 目	基 準 値	基 本 頻 度	実 施 頻 度	設 定 理 由
1	一般細菌	100 個/ml以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
16	シス1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	原因藻類発生時期 に月に1回以上	原因藻類発生時期 に月に1回以上	基本頻度
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	原因藻類発生時期 に月に1回以上	原因藻類発生時期 に月に1回以上	基本頻度
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3箇月	1回/3箇月	基本頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
47	PH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可項目
50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/l以上	1回/日	1回/日	省略不可項目

別表2 令和3年度～令和5年度浄水水質検査実績

番号	定期検査項目	検査頻度 (基本頻度)	基準値	R3年度 (最大値)	R4年度 (最大値)	R5年度 (最大値)	R3～R5 年度 検査回数	R3～R5 年度 (最大値)	最大値と基準値 との比較		本シートによる 検査頻度	本シートによる省略 の可否	省略の条件（水道法施行規則第15条による）	
									1/5以下	1/10以下			頻度	条件
1	一般細菌	1回/月	100 個/㎖以下	0	1	0	36	1	－	－	1回/月	－	省略不可	①過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/5以下の場合 ②過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合
2	大腸菌	1回/月	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	36	不検出	－	－	1回/月	－		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3箇月	0.003 mg/ℓ以下	0.0003	0.0003	0.0003	12	0.0003		○	1回/3年	可	①1回/年 ②1回/3年	
4	水銀及びその化合物	1回/3箇月	0.0005 mg/ℓ以下	0.00005	0.00005	0.00005	12	0.00005		○	1回/3年	可		
5	セレン及びその化合物	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
6	鉛及びその化合物	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
8	六価クロム化合物	1回/3箇月	0.05 mg/ℓ以下	0.002	0.002	0.002	12	0.002		○	1回/3年	可		
9	亜硝酸態窒素	1回/3箇月	0.04 mg/ℓ以下	0.004	0.004	0.004	12	0.004		○	1回/3年	可		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001	－	－	1回/3箇月	－	省略不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3箇月	10 mg/ℓ以下	2.5	2	2.2	12	2.50			1回/3箇月	不可	①1回/年 ②1回/3年	①過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/5以下の場合 ②過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合
12	フッ素及びその化合物	1回/3箇月	0.8 mg/ℓ以下	0.1	0.12	0.13	12	0.13	○		1回/年	可		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3箇月	1 mg/ℓ以下	0.07	0.08	0.07	12	0.08		○	1回/3年	可		
14	四塩化炭素	1回/3箇月	0.002 mg/ℓ以下	0.0002	0.0002	0.0002	12	0.0002		○	1回/3年	可		
15	1, 4－ジオキサン	1回/3箇月	0.05 mg/ℓ以下	0.005	0.005	0.005	12	0.005		○	1回/3年	可		
16	シス1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチ	1回/3箇月	0.04 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
17	ジクロロメタン	1回/3箇月	0.02 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
18	テトラクロロエチレン	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
19	トリクロロエチレン	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
20	ベンゼン	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可		
21	塩素酸	1回/3箇月	0.6 mg/ℓ以下	0.06	0.06	0.06	12	0.06	－	－	1回/3箇月	－		
22	クロロ酢酸	1回/3箇月	0.02 mg/ℓ以下	0.002	0.002	0.002	12	0.002	－	－	1回/3箇月	－		
23	クロロホルム	1回/3箇月	0.06 mg/ℓ以下	0.07	0.017	0.022	12	0.070	－	－	1回/3箇月	－		
24	ジクロロ酢酸	1回/3箇月	0.04 mg/ℓ以下	0.008	0.011	0.012	12	0.012	－	－	1回/3箇月	－		
25	ジブロモクロロメタン	1回/3箇月	0.1 mg/ℓ以下	0.006	0.005	0.005	12	0.006	－	－	1回/3箇月	－		
26	臭素酸	1回/3箇月	0.01 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001	－	－	1回/3箇月	－		
27	総トリハロメタン	1回/3箇月	0.1 mg/ℓ以下	0.031	0.033	0.04	12	0.040	－	－	1回/3箇月	－		
28	トリクロロ酢酸	1回/3箇月	0.2 mg/ℓ以下	0.007	0.009	0.009	12	0.009	－	－	1回/3箇月	－		
29	ブロモジクロロメタン	1回/3箇月	0.03 mg/ℓ以下	0.011	0.011	0.013	12	0.013	－	－	1回/3箇月	－		
30	ブロモホルム	1回/3箇月	0.09 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001	－	－	1回/3箇月	－		
31	ホルムアルデヒド	1回/3箇月	0.08 mg/ℓ以下	0.005	0.006	0.006	12	0.006	－	－	1回/3箇月	－		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3箇月	1 mg/ℓ以下	0.006	0.007	0.008	12	0.008		○	1回/3年	可	①1回/年 ②1回/3年	①過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/5以下の場合 ②過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3箇月	0.2 mg/ℓ以下	0.02	0.02	0.02	12	0.02		○	1回/3年	可		
34	鉄及びその化合物	1回/3箇月	0.3 mg/ℓ以下	0.01	0.01	0.01	12	0.01		○	1回/3年	可		
35	銅及びその化合物	1回/3箇月	1 mg/ℓ以下	0.005	0.005	0.005	12	0.005		○	1回/3年	可		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3箇月	200 mg/ℓ以下	16	14	14	12	16.0		○	1回/3年	可		
37	マンガン及びその化合物	1回/3箇月	0.05 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.001	12	0.001		○	1回/3年	可	1回/3月	連続的に計測及び記録がなされている場合
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3箇月	300 mg/ℓ以下	72	67	69	12	72.0			1回/3箇月	不可	①1回/年 ②1回/3年	①過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/5以下の場合 ②過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合
40	蒸発残留物	1回/3箇月	500 mg/ℓ以下	176	165	184	12	184			1回/3箇月	不可		
41	陰イオン界面活性剤	1回/3箇月	0.2 mg/ℓ以下	0.02	0.02	0.02	12	0.02		○	1回/3年	可	省略不可	
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001 mg/ℓ以下	0.000001	0.000001	0.000002	3	0.000002	－	－	原因藻類発生時期に月に1回以上	－		
43	2－メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001 mg/ℓ以下	0.000001	0.000001	0.000002	3	0.000002	－	－	原因藻類発生時期に月に1回以上	－		
44	非イオン界面活性剤	1回/3箇月	0.02 mg/ℓ以下	0.005	0.005	0.005	12	0.005			1回/3箇月	不可	①1回/年 ②1回/3年	①過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/5以下の場合 ②過去3年間における水質検査の結果が全て基準値の1/10以下の場合
45	フェノール類	1回/3箇月	0.005 mg/ℓ以下	0.0005	0.0005	0.0005	12	0.0005		○	1回/3年	可		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量	1回/月	3 mg/ℓ以下	0.9	0.9	1.0	36	1.0	－	－	1回/月	－	1回/3月	連続的に計測及び記録がなされている場合
47	PH値	1回/月	5.8以上8.6以下	7.2	7.2	7.2	36	7.2	－	－	1回/月	－		
48	味	1回/月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	36	異常なし	－	－	1回/月	－		
49	臭気	1回/月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	36	異常なし	－	－	1回/月	－		
50	色度	1回/月	5 度以下	1	1	1	36	1	－	－	1回/月	－		
51	濁度	1回/月	2 度以下	0.1	0.1	0.1	36	0.1	－	－	1回/月	－		

水質検査箇所図



- 凡 例
- 上水道施設
 - 毎日検査場所
 - 浄水検査採水場所